

丸亀市市営住宅等に係る指定管理者の候補者の選定結果について

丸亀市市営住宅等への指定管理者制度の導入にあたり、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

1. 施設の概要

団地名	所在地
新田団地	丸亀市新田町 39 番
原田団地	丸亀市原田団地 1 番
今津団地	丸亀市今津町 640 番ほか
長友団地	丸亀市土器町東一丁目 1 番
城南団地	丸亀市九番丁 50 番 6
外浜団地	丸亀市塩屋町二丁目 674 番 8 ほか
十番丁団地	丸亀市十番町 26 番 3
城東団地	丸亀市城東町一丁目 230 番
富士見団地	丸亀市富士見町二丁目 997 番 9
平山ハイツ	丸亀市北平山町二丁目 211 番 12

2. 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3. 募集の概要

（1）募集期間

令和 7 年 9 月 26 日（金）から令和 7 年 10 月 24 日（金）

（2）応募者

（受付順）

応募者名	住 所	代表者名
株式会社穴吹ハウジングサービス	香川県高松市紺屋町 3－6	代表取締役社長 新宮 章弘
A		

4. 指定管理者候補者

(団体名) 株式会社穴吹ハウジングサービス

(所在地) 香川県高松市紺屋町3-6

(代表者) 代表取締役社長 新宮 章弘

5. 審査基準・評価結果

(1) 選定方法

丸亀市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第4条の規定により設置された指定管理者選定委員会を令和7年11月4日(火)に開催し、審査基準に基づき総合的に審査のうえ指定管理者候補者を選定した。

(2) 審査基準

選定基準	審査項目	点数
1. 利用者の平等な利用を確保できるものであること	(1)平等な利用を確保するための具体的方策	10 点
2. サービスの向上が図られるものであること	(1)入居率向上のための具体的方策	15 点
	(2)サービス向上のための具体的方策	15 点
	(3)利用者の要望や現状課題の把握・改善方法	10 点
3. 施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること	(1)施設管理計画の適格性	10 点
	(2)防犯、防災、事故防止等の危機管理対策	10 点
4. 施設管理に係る経費の縮減が図られるものであること	(1)指定管理料の提案額の適格性	15 点
	(2)管理経費縮減の工夫・取組	15 点
5. 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること	(1)財務状況の安定性	10 点
	(2)組織、人員配置の適格性	10 点
6. 施設の性質又は目的を達成するために十分な能力を有していること	(1)社会的弱者への配慮、適切な相談支援体制	10 点
	(2)個人情報保護など法令遵守への取組	10 点
総得点		140 点

(3) 評価結果

(得点は委員の平均)

審査基準	配点	【指定管理者候補者】 株式会社穴吹ハウジング サービス	A
審査基準 1	10 点	6.4 点	7.2 点
審査基準 2	40 点	32.0 点	28.8 点
審査基準 3	20 点	14.0 点	14.0 点
審査基準 4	30 点	20.4 点	17.4 点
審査基準 5	20 点	14.0 点	14.8 点
審査基準 6	20 点	13.2 点	14.4 点
合計点	140 点	100.0 点	96.6 点
最低基準 (84 点) を満た したもの (○印)		○	○
【選定理由】 ○「株式会社穴吹ハウジングサービス」は、指定候補者たる条件である「最低基準 (合計点 84 点以上)」を満たしている。 ○最高得点者である「株式会社穴吹ハウジングサービス」は、応募者 A を上回る得点を得ており、総合的に優れていると評価された。特に、入居率向上のための具体的方策、利用者の要望や現状課題の把握・改善方法、指定管理料の適格性等について高く評価された。 ○2 位の応募者 A は、平等な利用を確保するための具体的方策、管理経費縮減の工夫・取組、個人情報保護など法令遵守への取組等について高く評価された。 ○以上、選定基準を総合的に審査した結果、審査項目の合計点が最も高い「株式会社穴吹ハウジングサービス」を指定管理者の候補者として選定した。			

6. 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、指定管理者候補者を丸亀市市営住宅等の指定管理者とする旨の議案を令和 7 年丸亀市議会 12 月定例会に提出し、議決を経て行う。

以上